

東京電力株式会社

取締役会長 下河邊 和彦 様

# 申 入 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

## 【要望項目】

- 1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた  
取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・P1
  
- 2 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全  
確保に関する協定書の締結について・・・・・・・・・・P2
  
- 3 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
  
- 4 医師の派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

# 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

## (1) 「中長期ロードマップ」の前倒し及び万全な体制での取り組み

福島第一原子力発電所1～4号機については、「中長期ロードマップ」を前倒しし、廃炉に向け、歩みを加速するよう強く申し入れます。

とりわけ4号機については、原子炉建屋の復旧作業等を施しているものの、燃料プールに大量の燃料棒が収納されていることから、早急に、燃料プールから燃料棒を取り出し別の場所に保管するなどの措置を講じるよう申し入れます。

なお、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ（平成24年7月30日改訂政府・東京電力中長期対策会議）における「作業員従事者登録数」について、作業員数に事実と異なる記載がなされたことに関しては、11月6日に福島県が抗議を申し入れたとおり、今後の廃炉作業に重大な影響が生じるおそれがあることから、事実関係の経緯等のほか、今後の要員確保の取り組み方針について、説明責任を果たすことはもとより、こうした積み重ねにより信頼が更に失われていくことを強く認識し、改めて十分な体制を構築し、確実な安全対策を講じるよう強く申し入れます。

## (2) 福島県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定

福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所についても、「総合特別事業計画」（以下「計画」）の中では言及されておりませんが、1～4号機のみならず、県内全ての原子力発電所を廃炉とする方針を早急に決定することを、強く申し入れます。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、区域外に保管するなど、東京電力㈱及び国の責任において、確実な安全対策を講じるよう、強く申し入れます。

### (3) 様々な事象を想定した確実な安全対策

今年に入ってから福島第一原発2号機の温度計の不具合や漏水による汚染水の海への流出、3号機の燃料プールへの鉄骨の落下などの事象の発生により、未だ収束が見えない状況に、市民の不安は増すばかりであり、さらに、それらの事象に係る情報不足が、その不安を増大させております。

このため、本市との迅速かつ正確な情報伝達体制を早期に確立するとともに、異常をいち早く検知できる計測機器類の設置や検知した場合の的確な応急対策など、様々な事象を想定しながら、確実な安全対策を講じるよう強く申し入れます。

## 2 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について

福島第一原子力発電所事故については現在もなお不安定な状況が続いております。

本市では福島第一原子力発電所事故当時、東京電力(株)や国から十分な情報提供がなされなかったことを踏まえ、今後の不測の事態を防止するためにも、立地町はもとより、隣接する本市も積極的に関わりを持ちながら、迅速かつ正確な情報の提供のもとで安全対策を進める必要があります。

このため、本年7月、まず通報連絡協定を締結したところでありますが、本市は不安定な状況にある福島第一、第二原発からも近く、不安を抱える市民も多いことから、立地町と同様、「立入調査」や「適正な措置の要求」などにより原発を常時監視していく状況にあること、また、本年10月の「原子力災害対策指針」において、福島第一・第二原発からの災害対策重点地域の範囲である緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30kmを目安）に指定されたことなどから、市民が求める安全・安心に一層確実に応えていくため、本市と東京電力(株)との原子力安全協定の早期締結について、強く申し入れます。

### 3 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について

事故発生後、物流や医療の提供が滞るといった疲弊した状況の中で、本市の市民や事業者は、生活の再建や事業の再開を余儀なくされ、現在においても、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の4項目と併せて、責任をもって対応されますよう強く申し入れます。

#### (1) 自主避難賠償の早期決定

本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子どもに係る本年1月以降の損害賠償については、東京電力(株)の賠償内容が未だ決定されていない状況にあることから、早期に明らかにするよう、強く申し入れます。

#### (2) 本市 30 km圏内と「旧緊急時避難準備区域」における賠償の公平性

精神的損害の賠償については、本市においては、屋内退避指示が平成23年4月22日に解除されたことに伴い、平成23年9月30日で終了となっており、区域解除から賠償終期までの期間は5ヶ月となっているのに対し、本市に隣接する広野町や川内村の一部などの旧緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に指定が解除され、賠償は解除から11ヶ月後の平成24年8月31日をもって終了となっているなど、同じように区域が解除されたにも関わらず、賠償月数に格差が生じております。

また、就労不能損害についても、本市に従前の勤め先があった方は、平成24年5月31日に賠償が終了となりましたが、旧緊急時避難準備区域は、賠償終期が示されたものの、同区域に従前の勤め先がある方は、終期が平成24年12月31日となっており、ここでも格差が生じております。

以上、区域解除から賠償終期までの期間に差が生じており、同区域の市民の不満も大きいことから、公平に賠償が行われるよう強く申し入れます。

### **(3) 本市 30 km圏内の「旧屋内退避区域」に係る財物賠償**

財物賠償については、平成24年7月に経済産業省、東京電力(株)からそれぞれ考え方、補償基準が示されましたが、その対象とされた区域は避難指示区域のみであり、本市の賠償基準については、触れられていないことから、早期決定を強く申し入れます。

### **(4) 本市に対する迅速かつ適正な賠償**

福島第一原子力発電所事故により生じた原子力損害のうち、本年6月には、本市企業会計（水道、病院）について、今月は一般会計と特別会計の一部について、東京電力(株)に対し、それぞれ賠償請求を行いました。が、迅速かつ適正な賠償に向けて対応されるとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。

## **4 医師の派遣について**

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、本市から医師や医療従事者が流出するとともに、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となり、本市における医師をはじめとする医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

さらに、双葉郡から約23,000人の方が本市に避難しており、仮設住宅周辺の医療機関においては、双葉郡の外来患者数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が出てきており、市民への影響や医師の負担が過重になっていることが懸念されるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害も懸念されるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏の地域医療の充実・強化に向け、東京電力(株)傘下の病院の医師をはじめ、新たに確保する医師も含め、東京電力(株)が責任を持って本市の病院等へ医師を派遣することを強く申し入れます。